

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	5,400	540		
	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	7,900	790		
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円			
		30,000円以下	D1	10,800	1,080
		30,001～80,000	D2	16,200	1,620
		80,001～140,000	D3	22,400	2,240
		140,001～280,000	D4	34,800	3,480
		280,001～500,000	D5	49,400	4,940
		500,001～800,000	D6	65,000	6,500
		800,001～1,160,000	D7	82,400	8,240
		1,160,001～1,650,000	D8	102,000	10,200
		1,650,001～2,260,000	D9	123,400	12,340
		2,260,001～3,000,000	D10	147,000	14,700
		3,000,001～3,960,000	D11	172,500	17,250
		3,960,001～5,030,000	D12	199,900	19,990
		5,030,001～6,270,000	D13	229,400	22,940
6,270,001以上	D14	全額	左の徴収基準月額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円		
備考	(略)				

(削除)

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村住民税非課税世帯	2,600	260
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	5,400	540
	所得割の額のある世帯	7,900	790
D階層	所得税の年額 15,000円以下	10,800	1,080
	15,001～40,000	16,200	1,620
	40,001～70,000	22,400	2,240
	70,001～183,000	34,800	3,480
	183,001～403,000	49,400	4,940
	403,001～703,000	65,000	6,500
	703,001～1,078,000	82,400	8,240
	1,078,001～1,632,000	102,000	10,200
	1,632,001～2,303,000	123,400	12,340
	2,303,001～3,117,000	147,000	14,700
	3,117,001～4,173,000	172,500	17,250
	4,173,001～5,334,000	199,900	19,990
	5,334,001～6,674,000	229,400	22,940
	6,674,001以上	全額	徴収基準額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	(略)		

別表1-2 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村住民税非課税世帯	2,600	260
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	5,400	540
	所得割の額のある世帯	7,900	790
D階層	所得税の年額 15,000円以下	10,800	1,080
	15,001～40,000	16,200	1,620
	40,001～70,000	22,400	2,240
	70,001～183,000	34,800	3,480
	183,001～403,000	49,400	4,940
	403,001～703,000	65,000	6,500
	703,001～1,078,000	82,400	8,240
	1,078,001～1,632,000	102,000	10,200
	1,632,001～2,303,000	123,400	12,340
	2,303,001～3,117,000	147,000	14,700
	3,117,001～4,173,000	172,500	17,250
	4,173,001～5,334,000	199,900	19,990
	5,334,001～6,674,000	229,400	22,940
	6,674,001以上	全額	徴収基準額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	(略)		

(削除)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	450
	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		
D階層	所得割の額ある世帯	5,800	580
	円 所得税の年額 4,800円以下 4,801～ 9,600 9,601～ 16,800 16,801～ 24,000 24,001～ 32,400 32,401～ 42,000 42,001～ 92,400 92,401～ 120,000 120,001～ 156,000 156,001～ 198,000 198,001～ 287,500 287,501～ 397,000 397,001～ 929,400 929,401～1,500,000 1,500,001～1,650,000 1,650,001～2,260,000 2,260,001～3,000,000 3,000,001～3,960,000 3,960,001以上		
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1	6,900
		D2	7,600
		D3	8,500
		D4	9,400
		D5	11,000
		D6	12,500
		D7	16,200
		D8	18,700
		D9	23,100
		D10	27,500
		D11	35,700
		D12	44,000
		D13	52,300
		D14	80,700
		D15	85,000
		D16	102,900
		D17	122,500
		D18	143,800
		D19	全額
	左の徴収基準月額額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円		

備考 (略)

新(案)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	450
	所得割の額のある世帯	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円	
		2,400円以下	
		D1	6,900
		D2	7,600
		D3	8,500
		D4	9,400
		D5	11,000
		D6	12,500
		D7	16,200
		D8	18,700
		D9	23,100
		D10	27,500
		D11	35,700
		D12	44,000
		D13	52,300
		D14	80,700
		D15	85,000
		D16	102,900
		D17	122,500
D18	143,800		
D19	全額		
備考	(略)	左の徴収基準月額額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	

別表2-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	450
	所得割の額のある世帯	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円	
		2,400円以下	
		D1	6,900
		D2	7,600
		D3	8,500
		D4	9,400
		D5	11,000
		D6	12,500
		D7	16,200
		D8	18,700
		D9	23,100
		D10	27,500
		D11	35,700
		D12	44,000
		D13	52,300
		D14	80,700
		D15	85,000
		D16	102,900
		D17	122,500
D18	143,800		
D19	全額		
備考	(略)	左の徴収基準月額額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	